

住居確保給付金の支給期間が延長されます

これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



令和3年1月1日以降

最長で**12か月まで**延長することが可能になります
※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、
以下の求職活動を行う方が対象となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・生活再建への支援プランに沿った活動
(家計の改善、職業訓練等)
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接

詳しい支給要件等は坂戸市自立生活サポートセンターまで

場所：坂戸市役所1階

電話：049-283-1112

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(12月29日～1月3日、土日祝は除く)

厚生労働省住居確保給付金特設サイト、コールセンター

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

スマートフォン・タブレットはこちらから→

0120-23-5572 (9:00~21:00)

※土日祝、年末年始も開設しています

